

実地指導における 主な指摘事項について（運営編）

1

町田市地域福祉部指導監査課

実地指導では、町田市の検査員が事業所を訪れて、主に

2

- 法令等で定められた基準（人員・設備・運営）の適合状況
- 自立支援給付費の請求について

を確認しています。指摘の根拠となる主な法令等は下表のとおりです。

略称	正式名称
虐待防止法	平成23年法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
総合支援法	平成17年法律第123号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
総合支援法施行規則	平成18年厚生労働省令第19号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」
都条例第155号 （指定基準条例）	平成24年東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
障発第1206001号 （解釈通知）	平成18年12月6日障発第1206001号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」
平18厚労告523 （報酬告示）	平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
障発第1031001号 （留意事項通知）	平成18年10月31日障発第1031001号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

また、町田市の公式ホームページには、サービスごとに「指導監査基準」を掲載しています。

事業所が遵守すべき事項が根拠法令とともに掲載されていますので、ご確認ください。

【掲載場所】

トップページ＞医療・福祉＞社会福祉法人の認可・指導、福祉サービス事業者の指導＞障がい福祉サービス事業所等に対する指導等について

The screenshot shows the official website of Machida City (町田市 MACHIDA City). The header includes a navigation bar with links for '暮らし' (Living), '子育て・教育' (Child-rearing・Education), '医療・福祉' (Medical・Welfare), '文化・スポーツ' (Culture・Sports), '産業・観光' (Industry・Tourism), '市政情報' (Municipal Information), and '事業者の方へ' (For Business Operators). A search bar and a 'よくある質問' (Frequently Asked Questions) link are also present. The main content area is titled '障害福祉サービス事業所等に対する指導等について' (Guidance and Supervision for Disability Welfare Service Facilities, etc.). Below the title, there are social media icons for Facebook, Twitter, and LINE, and a '更新日：2021年7月12日' (Updated: July 12, 2021) stamp. The text explains that the city provides guidance and supervision based on laws such as the Act on the Promotion of the Welfare of Persons with Disabilities (Act No. 123 of 1975) and the Child Welfare Law (Act No. 164 of 1947). A list of links is provided, with '指導監査基準' (Guidance and Supervision Standards) highlighted by a red circle. Other links include '実地指導について' (About On-site Guidance), '要領及び方針' (Guidelines and Policy), '実地指導事前提出書類の様式ダウンロード' (Download Forms for Documents to be Submitted Before On-site Guidance), '改善状況報告書の様式ダウンロード' (Download Forms for Improvement Status Report), '2019年度指定共同生活援助事業者向け集団指導を実施しました' (Group Guidance for Designated Joint Life Assistance Business Operators in FY2019 was conducted), and '2018年度指定居宅介護等事業者向け集団指導を実施しました' (Group Guidance for Designated Home Care, etc. Business Operators in FY2018 was conducted). A sidebar on the right contains a folder icon and the text '社会福祉法人の認可・指導、福祉サービス事業者の指導' (Guidance and Supervision of Social Welfare Corporations, Welfare Service Business Operators, etc.), with a list of related links.

町田市 MACHIDA City

English 中文 한국어 tagalog Tiếng Việt ภาษาไทย Bahasa Indonesia 音声読み上げ サイトマップ

暮らし 子育て・教育 医療・福祉 文化・スポーツ 産業・観光 市政情報 事業者の方へ

よくある質問 | 市役所業務案内

トップページ > 医療・福祉 > 社会福祉法人の認可・指導、福祉サービス事業者の指導 > 障害福祉サービス事業所等に対する指導等について

障害福祉サービス事業所等に対する指導等について

印刷 更新日：2021年7月12日

町田市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、障害福祉サービス事業所等に対して実地指導等を実施しています。

▼ [実地指導について](#) ▼ [要領及び方針](#) ▼ [指導監査基準](#)

▼ [実地指導事前提出書類の様式ダウンロード](#) ▼ [改善状況報告書の様式ダウンロード](#)

▼ [2019年度指定共同生活援助事業者向け集団指導を実施しました](#)

▼ [2018年度指定居宅介護等事業者向け集団指導を実施しました](#)

社会福祉法人の認可・指導、福祉サービス事業者の指導

▼ [社会福祉法人の運営・認可](#)

▼ [社会福祉法人に対する実地指導等について](#)

▼ [指定介護サービス事業所等に対する指導等について](#)

▼ [障害福祉サービス事業所等に対する指導等について](#)

▼ [特定教育・保育施設等に対する指導等について](#)

よくある指摘事項のうち、
今回は次の5点に絞ってお伝えします。

- （１）利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を講じてください。**
- （２）事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示（備え付け）してください。**
- （３）加算事項について、適切に算定してください。例：福祉専門職員配置等加算**
- （４）業務管理体制の整備に関する事項の届出をしてください。**
- （５）非常災害対策に関する具体的な計画を策定してください。**

（１）利用者の人権の擁護、虐待（※）の防止等のため、必要な体制の整備を講じてください。

※身体的虐待、放棄・放置、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5分類。

【根拠法令】 都条例第155号第3条第3項、第40条の2（準用元）
都規則第175号第4条の4（準用元）

👉POINT 必要な体制の整備とは？

①虐待防止委員会を定期的開催し、当該委員会での検討結果を従業者に周知徹底してください。

2022年度から義務化

②（虐待の防止のための）研修を全従業者に定期的実施してください。

2022年度から義務化

③①②を適切に実施するための担当者を置いてください。

2022年度から義務化

④虐待の通報先を掲示してください。

→①、②、④について、次のページから説明していきます。

①虐待防止委員会を定期的を開催し、当該委員会での検討結果を従業員に周知徹底してください。

- 2022年4月から、虐待防止委員会を年に1回以上開催することが義務化されます。
(虐待防止委員会の役割は?) 【参照】 解釈通知第三の3 (31) (準用元)
- 虐待防止のための計画づくり
(虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、虐待防止のための指針の作成)
- 虐待防止のチェックとモニタリング
(虐待が起こりやすい職場環境の確認等)
- 虐待・不適切な対応発生後の検証と再発防止策の検討
(虐待やその疑いが生じた場合、事実検証のうえ、再発防止策を検討、実行)

(虐待防止委員会の具体的な活動例)

解釈通知、厚生労働省作成「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和2年10月版）から引用

- ✓ 研修計画の作成と見直しを定期的に行うこと。
- ✓ 従業者が実施した虐待防止チェックリストを分析し、必要な対策を講じること。
- ✓ 従業者から報告された虐待や不適切な対応事例を集計し、分析すること。その際、虐待の発生時の状況等を分析し、当該事例の再発防止策を検討すること。
- ✓ 労働環境・条件について確認するための様式を整備し、当該様式に従い作成された内容を集計し、分析すること。
- ✓ 報告された事例と分析結果を従業者に周知徹底すること。
- ✓ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。

委員会の開催状況や、話し合った内容等を後で振り返ることができるように、議事録を作成するようにしてください。

②（人権の擁護、虐待の防止等のため）全従業員に研修を実施してください。

- 「指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。」と指定基準条例（都条例）第3条第3項に規定されています。
- 全職種の職員を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修、障がい特性を理解し、適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修、事例検討等の研修を実施してください。
- 虐待防止のための研修は、年1回以上（新規採用時には必ず）実施してください。
- 研修の対象者については、常勤・非常勤に関わらず、また、福祉職の職員に限らず、事務員・調理員・運転手等、全職種の職員について、受講の必要性を考慮してください。

(研修の実施にあたっての留意点)

- ✓ 研修に出席できない従業員がいる場合は、数回に分けて研修を実施するか、欠席した従業員に対して、当日使用した資料と研修記録を配布する等、研修内容の周知を図ってください。
- ✓ 研修実施後は、開催日時・出席者・研修内容・欠席者への対応等を記載した研修記録を作成し、研修の概要を後で振り返ることができるようにしてください。
- ✓ 職場内研修のほか、職場外研修の機会も設けるよう努めてください。

④虐待の通報先を掲示してください。

- 事業所の従業者による障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者には、速やかに市町村に通報する義務が生じます。

（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第16条第1項）

→通報先は、当該虐待を受けたと思われる障がい者の支給決定をした市町村の窓口（担当部署）です。

- 疑いに気付いた従業者が、事業所の管理者や先輩職員等に相談することもあります。相談を受けた管理者等も、相談内容から虐待の疑いを感じた場合は、通報する義務が生じます。

障がい者虐待の相談・通報・届出先

当施設の虐待防止責任者は、〇〇〇〇です。ご心配がありましたら、お気軽にご相談ください。

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇〇-〇〇〇〇

また、障がい者虐待や養護者の支援に関する相談・通報・届出窓口は、下記の通りです。
支給決定をした市町村にご連絡ください。

・ 町田市地域福祉部障がい福祉課

日中（８時半～１７時）TEL ７２４－３０８９ FAX ０５０－３１０１－１６５３

休日夜間（７時～１９時）TEL ７２２－３１１１

・ 〇〇市〇〇部〇〇課

日中（〇時～〇時）TEL 〇〇〇－〇〇〇〇 FAX 〇〇〇－〇〇〇〇

休日夜間（〇時～〇時）TEL 〇〇〇－〇〇〇〇

事業所に在籍する利用者の支給決定をした自治体の、虐待対応を担当する部署の連絡先を記載してください。

（２）事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示（備え付け）してください。

【根拠法令】 都条例第155号第92条（準用元）、解釈通知第四の3の（2 1）（準用元）

 **POINT** 掲示または備え付けにより、周知することが求められているもの

- ①運営規程の概要
- ②従業者の勤務体制（職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数がわかるもの。従業者の氏名の掲示までは求めない。）
- ③協力医療機関
- ④事故発生時の対応
- ⑤苦情処理の体制
- ⑥第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項。

- ①運営規程の概要
- ②従業者の勤務体制
- ③協力医療機関
- ④事故発生時の対応
- ⑤苦情処理の体制
- ⑥第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項。

- 事業所で使用している重要事項説明書にこれらの項目が網羅されていれば、重要事項説明書の掲示または備え付けでも構いません。
- 重要事項を伝えるべき利用者またはその家族等が見やすい場所に掲示または備え付けしてください。

（３）加算事項について、適切に算定してください。 例：福祉専門職員配置等加算

【根拠法令】報酬告示別表第６の１の３等、留意事項通知第二の２（５）④（準用元）

👉POINT 人事異動等のタイミングで、算定要件が守られているか確認を！

生活支援員等として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理士の割合（※）が...

- 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 35%以上 → 15単位／日
- 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 25%以上 → 10単位／日

※多機能型事業所の場合は、多機能型事業所全体で配置割合の計算を行い、要件を満たす場合には、多機能型事業所全体の利用者に対して加算を算定できる。

（例）常勤の従業者が４名、うち社会福祉士の資格保有者が２名で、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定していた事業所において、

資格保有者１名が人事異動で別事業所に異動し、新たに配属された常勤の従業者は資格保有者でなかった場合...

$4 \times 0.35 = 1.4$ より、２名以上の資格保有者が配置されていなければならず、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を引続き算定することはできません（福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）は算定可能です）。

- 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） 6単位／日

算定要件

- 生活支援員等として配置されている従業者の総数（常勤換算方法により算出された従業員数）のうち、常勤で配置されている従業者の割合が75%以上

もしくは

- 生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が30%以上

ただし、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定している場合は、算定不可。

✓人事異動等があった際に、従業者の配置・体制に係る加算については、引き続き算定要件を満たしているか確認するようにしてください。

✓算定要件を満たさずに加算の請求を続けていた場合、算定要件を満たさなくなった時点以降の加算分について返還していただくことになりますのでご注意ください。

(4) 業務管理体制の整備に関する事項の届出をしてください。

【根拠法令】 支援法第51条の2（指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者）

第25号様式

受付番号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
業務管理体制の整備に関する事項の届出書

令和 年 月 日

東京都知事 殿

事業者（設置者）所在地
（設置者） 名称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号	
1 届出の内容（該当の項目に○をつける）	
(1) 法第51条の2第2項、第51条の31第2項関係（整備）	
(2) 法第51条の2第4項、第51条の31第4項関係（区分の変更）	
フリガナ 名称又は氏名	
2 住 所 （主たる事業所の所在地）	（郵便番号） 都道府県 市区 （ビルの名称等）
連絡先	電話番号 - - - - - FAX番号 - - - - -
法人の種別	
代表者の職名・氏名・生年月日	フリガナ 氏 名 生年月日 年 月 日
代表者の住所	（郵便番号） 都道府県 市区 （ビルの名称等）
3 事業所名称等及び 所在地（複数ある場合は別表に記入）	事業所名称 指定年月日 事業所番号 所在地
4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律上の該当する条項（事業者の区分）	(1) 法第51条の2（指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者） (2) 法第51条の31（指定相談支援事業者）
5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の28及び第34条の62第1項第2号から第4号に基づく届出事項（該当の項目すべてに○をつける）	第2号 法令遵守責任者の氏名（フリガナ） 生年月日 年 月 日 第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（別添のとおり） 第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要（別添のとおり）
区分変更前行政機関名称、担当部（局）課	
6 事業者（法人）番号	
区分変更の理由	
区分変更後行政機関名称、担当部（局）課	
区分変更日	年 月 日

（日本産業規格A列4番）

POINT

2012年4月1日から、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられ、

業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を、行政機関（東京都または厚生労働省）に届け出ることとされました。

運営する事業所等の数が20未満の事業者は、

- 事業者の名称又は氏名、主たる事業所の所在地
 - 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
 - 「法令遵守責任者」の氏名、生年月日
- を届出書に記載します。

届出書（届出先が東京都の場合）は「東京都障害者サービス情報」にも格納されています。
（トップページ＞書式ライブラリー＞B業務管理体制の整備）

- 「法令遵守責任者」とは、障害者総合支援法等の法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者のことで、事業者等の法務担当の責任者や、事業者等内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。
- 法人の代表者が法令遵守責任者となることも可能です。
- 法令順守責任者を選任し、行政機関に届出しているか、届出した内容に変更はないか、あらためてご確認をお願いします。
- 届出がされていなかった場合、速やかに法令遵守責任者を選任し、郵送により届出をしてください。届出内容に変更があった場合は、変更届を提出してください。

区分	届出先	届出先住所・電話
①事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省 (社会・援護局障害保健福祉部企画課)	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL: 03-5253-1111 (内線3009)
②①以外の事業者	東京都 (福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課在宅支援担当)	〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 TEL: 03-5320-4325

（５）非常災害対策に関する具体的な計画を策定してください。

【根拠法令】 都条例第 155 号第 74 条（準用元）、解釈通知第四の 3（19）（準用元）

👉 POINT 火事、地震、風水害を想定した非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に訓練を実施していますか？

- 指定障害福祉サービス事業者等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知することとなっています。
- 非常災害に関する具体的な計画とは、消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の際に対処するための計画をいいます。
- 非常災害に備えるため、定期的（※）に避難、救出その他必要な訓練を行い、後で振り返りを行えるよう実施記録を残してください。

※防火管理者を置かなければならない事業所では、年 2 回以上の消火訓練及び避難訓練の実施が必要です。防火管理者が不要の事業所でも、少なくとも年に 1 回は実施してください。

お疲れ様でした。「利用者支援編」の視聴もお願いします。

「運営編」及び「利用者支援編」の視聴後、アンケートへの回答をもって、
集団指導への出席確認いたしますので、よろしくお願いします。

アンケートは、町田市公式ホームページに掲載しています。

【掲載場所】

トップページ＞医療・福祉＞社会福祉法人の認可・指導、福祉サービス事業者の指導＞障がい福祉サービス事業所等に対する指導等について＞2021年度日中活動系サービス事業者向け集団指導を実施しています